

○内閣府令第四十九号

標準的な官職を定める政令（平成二十一年政令第三十号）の規定に基づき、標準的な官職を定める政令に規定する内閣府令で定める標準的な官職等を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十五年七月二十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

標準的な官職を定める政令に規定する内閣府令で定める標準的な官職等を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令

標準的な官職を定める政令に規定する内閣府令で定める標準的な官職等を定める内閣府令（平成二十一年内閣府令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条第四項に次の一号を加える。

七 行政改革を総合的かつ積極的に推進するための本部に係る事務のうち、国家公務員制度改革に関する事務の処理を掌理するもの

附 則

この府令は、公布の日から施行する。